

中央公民館運営事業
令和 7 年度 自主企画まなび助成制度 実施要項

1 事業概要及び目的

多様な価値観に対応した社会教育推進の取り組みとして、自らの企画立案で行う学習会において講師謝金を助成し、市民の主体的な学習活動の活性化を図る。

また、これらの学習成果を生活や諸活動に活かし、地域社会の形成に寄与することを目的とする。

2 実施期間及び申請受付期間

- (1) 申請期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日まで
※予算状況により、期限前に締め切る場合あり
- (2) 実施期間 令和 7 年 4 月 15 日から令和 8 年 3 月 13 日まで

3 申込要件

(1) 対象者について

- ・ 市内在住または在勤、在学者で構成した、5人以上の成人グループ(18 歳以上)であること。
- ・ 代表者が、企画(講師選定)から実施後の報告まで責任をもって遂行できること。
- ・ 政党特定の政治的・宗教的活動または営利を目的とした活動でないこと。
- ・ 実施において、財源として他の助成金などを受けていないこと。
- ・ 講師がいる既存の学習団体(サークル等)は対象外とする。

(2) 学習内容について

- ・ 生活や地域課題を捉え、学習の効果が期待できる内容であること。
- ・ もの作りや練習のみでの活用は不可とする。
- ・ 学習回数は年間 3 回以内とし、時間は 1 回につき 2 時間とする。

(3) 実施場所について

- ・ 会場や日程は各自で確保、設定すること。
- ・ 会場使用料や教材費などは学習者の負担とする。
- ・ オンラインを活用した学習会の開催は可とする。

(4) 講師について

- ・ 講師はグループのメンバー以外から選定すること。
- ・ 連続性のある学習会において、内容に応じて講師を変更して差し支えない。
- ・ 講師は、浦添市へ口座登録(債権者登録)を行うこと。

- ・ 講師が中心となって学習会を運営してはならない。

(5) 助成内容

- ・ 講師謝金の単価は1回 7,000 円(3,500 円×2時間)とし、1グループの年度上限を3回分 21,000 円とする。
- ・ 講師が指定する金融機関へ源泉徴収額 10.21%を差し引いた額を振り込む。
- ・ 浦添市より年間(1月～12月)5 万円を超える年間の支払いがある講師は、マイナバーの確認を行う場合あり。
- ・ 学習者の参加が5名に満たない開催日は対象外とする。

4 申請手続き

- (1) 助成を受けようとする実施グループは、申請書(様式第 1 号)を社会教育推進課へ提出する。※内容についてヒアリングを実施する場合あり
- (2) 社会教育推進課は、提出された申請書について審査し、2週間以内に承認・不承認通知書(様式第 2 号)を実施グループに交付する。
- (3) 実施グループは、全学習会終了後、2週間以内に実績報告書(様式第 3 号)及び学習会の内容がわかる関係資料(配布テキスト・写真等)、講師の債権者登録を社会教育推進課へ提出する。
- (4) 社会教育推進課は、提出された報告書の内容を確認し、適正と判断した場合、2～3週間後を目途に講師が指定する金融機関へ謝礼金を振込む。

5 変更または中止

講師・回数等の変更または講座を取りやめる場合は、変更・中止届(様式第 4 号)を社会教育推進課へ提出すること。なお、学習内容に大きく変更が生じるときや、承認期間を過ぎる場合は、再度申請手続きを行うこととする。

6 担当部署・問い合わせ

浦添市教育委員会 社会教育推進課

電話 | 098-879-5503(浦添市立中央公民館)

メール | kominkan@city.urasoe.lg.jp